

# 天草広域連合広域計画

## 【第2次計画】

[平成23年度～平成32年度]

天草広域連合

## 第2次天草広域連合広域計画目次

---

第2次広域計画の策定趣旨	1
第2次広域計画の構成	2
第2次広域計画の計画期間	2
天草圏域の概況	3
1 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること	4
2 関係市町職員等の共同研修に関すること	6
3 広域サインに関すること	7
4 消防に関すること	8
5 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること	11
6 ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること	13
7 関係市町の広域にわたる事務のあり方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること	14
8 広域計画の期間及び改定に関すること	15

## 第2次広域計画の策定趣旨

広域計画は、広域連合に求められる広域的ニーズに柔軟かつ効率的に対応することを基本に、広域連合を組織する市町やその住民に対して、『広域連合が掲げる目標や事務処理の具体的方針を示し、広域連合と関係市町が相互に連携しながら適切な役割分担のもと機能的に事務処理を進めていくための指針』となる計画です。

天草広域連合では、地方自治法第291条の7の規定に基づき、平成18年度から平成27年度までの10年間を期間とする広域計画を策定し、事務を進めてきましたが、当圏域では、少子化や経済情勢の低迷等を要因として急速に人口が減少しているうえ、都市化の進展や住民生活が多様化する一方で、交通網の整備拡充により、住民生活範囲及び経済活動範囲は広域化や一極集中が進む半面、周辺部では高齢化等で過疎化する地域が顕在化するなど地域間格差が広がる傾向を示しています。また、情報通信技術の飛躍的発展により、情報の高速伝達と共有性から行政サービスに対する住民ニーズの多様化・混在化が行政需要供給の非効率を生み出し、財政基盤の低下と相まって市町単独での行政運営をさらに難しくしています。

市町負担金に財源を依存している当広域連合にとって、これらの諸情勢の変化を的確にとらえ多様化する広域行政需要に効果的に対応するためには、圏域全体の将来像を見据えた施策展開と行財政運営が求められ、限られた人員や財源を効率的に活用しながら、関係する市町と連携し実現可能な施策及び事務事業を展開する必要があり、様々な時代潮流の変化・検証と広域事務に対する市町の考え方や住民の意見を反映しながら、第2次広域計画を策定することとしました。

第2次広域計画の策定にあたっては、有識者委員や各地域の識見者委員で構成する広域計画等策定審議会の答申を尊重し、答申に盛り込まれた提言や意見を反映させたものとなっており、『天草はひとつ』という認識のもと、新しい時代に対応すべき目標や将来像の実現を見据えた計画としています。

## 第2次広域計画の構成

広域計画は、国、県の重要施策及び関係市町の基本構想や諸施策との調和を保つとともに、広域計画等策定審議会の答申に基づき、広域計画として策定する項目に『主要目標』を設定し、時代潮流の検証等の計画策定の視点を経て課題・現状等を整理し、主要目標に対する各項目の最終目標とその実現に向けた施策、事務事業の達成方針を計画するものとしします。

(計画策定の視点)

- 少子高齢化、経済情勢の変化、関係市町の財政状況、住民ニーズの多様化等の時代潮流の変化に的確に対応できる計画を目指します。
- 関係市町の関連事務の推進施策・動向等について連携した計画を目指します。
- 関係市町や住民の意見を反映し、施策の目標をより明確にした計画を目指します。
- 住民との協働・参画による圏域の発展と住民福祉の向上に寄与する計画とします。

(第2次広域計画の項目)

- (1) 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること。
- (2) 関係市町職員等の共同研修に関すること。
- (3) 広域サインに関すること。
- (4) 消防に関すること。
- (5) ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること。
- (6) ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関すること。
- (7) 関係市町の広域にわたる事務のあり方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること。
- (8) 広域計画の期間及び改定に関すること。

## 第2次広域計画の計画期間

第2次広域計画の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、5年ごとに見直しを行うこととしています。

## 天草圏域の概況

天草圏域は、熊本県の西南部に位置し、有明海、不知火海及び天草灘に囲まれた大小120余りの島々からなる島しょ地域で、東西48km、南北44km、面積876km<sup>2</sup>を有し、標高600mまでの山々が多く、森林面積が約67%を占め、平坦地が少なく、河川は短く保水力に乏しいため、自然災害や水不足の要因となっています。

気象条件は、年平均17℃前後、年間降雨量約1,800mmと比較的温暖で多雨となっていることから、当圏域の産業は、海に囲まれた環境と温暖な気候を生かし、漁業、農業を基幹産業として発展してきました。また、南蛮文化、キリシタンの歴史、イルカウォッチングや恐竜化石など多くの観光資源や風光明媚な自然に恵まれた地域であり、その資源を生かしたマラソンやトライアスロン、ハイヤ踊り等の元気溢れる天草の様々な取り組みを展開するとともに、基幹産業である農林水産業の活性化のため柑橘類や野菜、花き栽培の振興や魚介類のブランド化等を進めているところです。

また、「新幹線くまもと創り」の推進については、「観光をはじめとする交流の促進」及び「農林水産業・商工業の振興」を基本戦略として、天草圏域の自然、物産を活用した体験型観光振興による交流促進や天草陶磁器の需要拡大を通して、各プロジェクト事業の具体化に取り組んでいます。

これらの産業の振興と住民生活の利便性向上に欠かせない社会資本の整備においては、熊本都市圏と天草圏域の連携強化を図るため地域高規格道路の整備や港湾施設、広域農道等の農林水産業をはじめとする基盤整備を進めるとともに、九州圏域全体のアクセスとして天草空港の利用促進、圏域を超えた交流連携構想の実現を目指しています。

一方、住民の生活に直結する市町行政については、地方分権型社会構築を基本に基礎自治体としての行財政能力の向上を図るため、広域合併が進められ、平成16年3月上天草市が、平成18年3月には天草市がそれぞれ誕生し、圏域内は、苓北町を含めて2市1町で構成することとなりました。

このような中、天草広域連合は、住民の生活活動範囲や経済活動範囲が市町の枠を超え広域化し、行政需要も効率化が求められることから、平成11年7月に介護保険事務の対応を図ることを目的に設立し、その後、消防事務、ごみ処理事務等を加え現在に至る体制となっています。

# 1 介護保険法に基づく介護認定審査会の設置運営並びに認定システムの開発及び管理運営に関すること

## 【主要目標】

### 『公正・公平な介護認定審査事務の推進と効率的な運営』

介護保険法の趣旨に基づき、関係市町と連携し、公正・公平な介護認定審査事務を推進するとともに、持続性のある効率的な運営を目指します。

## 【経緯】

高齢化に伴い、寝たきりや認知症等により要介護者が増加する中、だれもが安心して暮らせる社会の実現を目指して、平成12年4月から介護を社会全体で支える介護保険制度が始まりました。

天草広域連合では、介護保険に関する広域的な事務として、平成11年10月に介護認定審査会を設置し、審査判定を開始しました。

## 【現状と課題】

公正・公平な介護認定審査会を行うため、地域内の関係団体等の推薦による医療、福祉、保健の各分野の学識経験者170人以内において介護認定審査会委員を委嘱するとともに、20以内の合議体を編成し、昼、夜に分けて介護認定審査会を各会場において開催しています。

介護認定審査会を適切に運営していくためには、今後も各分野の介護認定審査会委員の確保を図り、合議体編成や効率的審査件数等に配慮する必要があります。

## 【今後の方針】

介護認定審査会については、医療、福祉、保健分野の関係団体と連携を密にしながら介護認定審査会委員の確保を図り、円滑な審査会運営を行います。

また、国の動向に注視しながら関係市町と情報の共有を図り、制度の運営に努めます。

## 【主要施策】

- 円滑な審査会運営のため、関係機関と連携し、介護認定審査会委員の確保を図ります。
- 公正・公平な審査判定維持のため次の施策を推進します。
  - ・委員の会議並びに検討会、勉強会により、委員の知識、技術の向上を図る施策

- ・ 認定審査の平準化や一次判定の精度向上に資するための情報や意見交換など連携を図る施策
- 関係市町と連携して、介護認定システムの開発及び適切な管理運営を行います。
- 効率的な介護認定審査会の事務処理体制について、関係市町と協議・検討に関する施策を図ります。

## 2 関係市町職員等の共同研修に関すること

### 【主要目標】

#### 『関係市町職員等の資質の向上及び相互交流による圏域一体感の熟成』

関係市町及び一部事務組合の職員の研修機会を確保するとともに、研修を通じて資質の向上、人材の育成を図り、市町等間相互の交流を通じて圏域内の一体感の熟成を行い、行政及び地域の活性化を推進します。

### 【経緯】

著しく変動する社会情勢の中、住民の多様な行政ニーズに対応するため、より高度で専門的な知識や技術の取得、職員の資質の向上、広域的な視点の熟成等を目的に、平成11年度から階層別及び専門分野別の職員共同研修を行ってきました。

### 【現状と課題】

少子高齢化と過疎化が急速に進行する中で、地方分権や高度情報化、国際化の進展により社会情勢が目まぐるしく変化し、行政に対する住民ニーズも多様化・広域化しています。このような中で、住民の負託に応え、広域的見地を持ちながら住民サービスを提供するためには、職員一人ひとりが時代の変化に的確に対応し、柔軟な発想と新たな視点で住民サービスを行うことが重要であり、職員の資質向上と能力開発と広域的視点からの職員研修を行う必要があります。

### 【今後の方針】

分権型社会の「自己責任」と「自己決定」の原則のもと、その自主性を高めるため行政と住民が協働し、相互に連携しながら地方自治を形成することが望まれ、職員の果たすべき役割は大きく、政策の形成能力、効率的な行財政運営能力、時代に即応できる判断能力と資質の向上が求められています。併せて、天草圏域内での職員の相互交流により「天草圏域はひとつ」であるという一体感の熟成を目指します。

### 【主要施策】

- 広域連合は、関係市町及び熊本縣市町村職員研修協議会と連携して職員研修計画を策定し、職員共同研修を実施します。
- 広域連合は、関係市町と連携して、資質向上及び能力育成に必要な職員研修を推進します。



### 3 広域サインに関すること

#### 主要目標

##### 『天草圏域の観光及び経済振興の推進』

天草圏域の良好な景観の形成と情報の発信及び来訪者の円滑な誘導を広域的に行い、地域の観光及び経済振興を推進します。

#### 【経緯】

平成元年度から2ヶ年事業で、天草全域に一体的な統一デザインによる案内誘導観光サインを天草広域サイン計画（旧天草広域市町村圏協議会）に基づき、全国に先駆けて整備しました。

#### 【現状と課題】

広域サインは、平成18年度に4カ国語（日本語、英語、韓国語及び中国語）表記でリニューアル事業を実施しましたが、九州新幹線全線開業や熊本・本渡間の地域高規格道路の整備並びに幹線道路の改良等に対し、現在設置の広域サインだけではその役割を十分果たしきれない部分が生じています。

#### 【今後の方針】

天草圏域の豊かな財産である自然環境を有効に活用しながら、交流人口の増加を広域的かつ総合的に推進していく必要があり、良好な景観の形成と情報の発信及び来訪者の円滑な誘導を広域的に行い、地域の観光及び経済振興を推進するとともに、関係市町と連携して『天草はひとつ』の認識のもと、新たな広域サインの検討・開発を推進します。

#### 【主要施策】

- 関係市町、関係機関との連携による九州新幹線の主要駅舎や幹線道路等に広域サイン活用による案内板等の設置活動を推進します。
- 他圏域との横軸、縦軸構想を有機的に結ぶ新たなサインの開発検討による天草圏域の観光及び経済振興施策の推進を図ります。
- 既設の広域サインの維持管理施策の推進を図ります。

## 4 消防に関すること

### 主要目標

#### 『安全で安心して暮らせるまち』

総合的な消防力の充実・確保により住民の生命と財産の保持増進を図り『安全で安心して暮らせるまち』を目指します。

### 【経緯】

昭和23年消防組織法が施行され、自治体消防制度が発足し、天草圏域においては、昭和29年に本渡市消防署が設置され、常備消防として活動を開始しました。

また、昭和39年に牛深市消防署が設置され、昭和46年、広域常備消防として1市3町（旧本渡市、旧有明町、旧新和町及び旧五和町）の本渡地区消防組合、昭和48年には、天草全市町による天草消防組合が発足し、平成13年7月に消防事務を当広域連合へ統合編入し、現在に至っています。

### 【現状と課題】

- 1 多様化する住民ニーズに応じていくため、厳しい財政状況の中、限られた財源で効率的な消防体制を構築するため、さらなる構造改革を進める必要があります。
- 2 都市構造や生活形態の変化などに伴い、災害はますます複雑・多様化する傾向にあり、各地で発生している大規模地震をはじめ、テロや新型インフルエンザパンデミックなど不測の事態に迅速、的確に対処するため、これまで以上に危機管理体制の充実強化が求められています。
- 3 地域高規格道路をはじめ上島中央広域農道の開通や天草上島と下島を結ぶ第2架橋の整備推進に伴い、消防活動にも大きな変化を生じることからこれまでとは違った事故や災害に対する消防救助体制の整備が必要です。
- 4 災害発生時に何よりも大切なことは、日頃から地域での防災意識を高め、住民一人ひとりが互いに助け支えあいすばやい初期対応を行っていくことです。そのため、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共通認識の下、各地域で自主防災組織の充実を図るとともに、関係機関が連携を深めていくことが必要です。
- 5 高齢化の進展と核家族化、疾病構造の変化などにより救急需要が高い水準で推移していく中、救命率の向上を図るため、医師会や医療機関など関係機関とより一層連携を強化し、メディカルコントロール体制を充実していくとともに、住民の期待に応え得る救急行政を推進していくことが必要です。
- 6 近年、建物の大規模化や用途の複合化が進み、小規模雑居ビルの防火管理体制で

は、違反是正や防火管理の徹底、避難・安全基準の充実強化が求められています。

また、建物火災の死傷者では、住宅火災による割合が8割を超え、中でも高齢者の占める割合が大きいことから当圏域では、住宅防火対策が予防行政における重要課題となっています。特にグループホームなど小規模施設において相次いで火災が発生していることから、関係機関との連携を密にし、防火安全対策の推進に取り組むことが必要です。

## 【今後の方針】

『安全で安心して暮せるまち』の実現に向け、重点的に取り組むべき項目を次の4項目とし、明確な目標を定めて積極的に推進します。

### 1 消防体制の再構築

消防体制の再構築を行うに当たっては、総合的な消防力の充実・確保による効率的な組織体制を目指します。

- 火災をはじめ複雑・多様化する消防事故の災害現場にいち早く到着し、的確な消防活動を行い、人命危険の排除及び被害の軽減を図っていくために、迅速な出動体制の確立を目指します。
- 通常時の消防力をはるかに上回る大規模災害や予測し得ない特殊災害に対応できる基盤整備の確立を目指すとともに、災害発生時における地域との連携協力による防災体制の確立を目指します。
- 防災拠点となる消防署所庁舎の耐震化等による機能回復を図るとともに、P A連携や第2事案への対処可能な人員配置及び将来を見据えた署所の配置を推進し、緊急車両の集中配備等による機動力の確保を目指します。

### 2 救急行政の推進

高齢化の進展や交通事故の増加などにより増大する救急需要に、迅速、適切に対応できるよう救急体制の確立を目指します。

- 傷病者の救命率を向上させるため、救急救命士の養成を計画的に進めていくとともに、医師会や医療機関との連携強化を目指します。
- 救急車の到着までの間の応急処置は、救命率向上に大きな効果があり、引き続き、各種救命講習会をはじめ住民への応急手当の普及活動を促進します。

### 3 火災予防体制の整備

ビル火災や危険物施設の火災が相次ぐ中、消防法や関係法令の遵守の徹底に向け、査察の強化を図り、違反処理体制の確立と違反是正の推進に努めます。

- 建物火災の未然防止や被害を軽減するため、住宅防火診断をさらに充実するとともに、一般家庭や事業所における自主防火管理体制の推進など、市町や消防団など関係機関と住民や事業所の連携強化を深めながら、防災意識向上に資する防

火防災体制の確立を目指します。

- 建物火災から高齢者や障害者の安全を確保するため、災害弱者に配慮した防火安全対策を推進します。

#### 4 人材育成と組織の活性化

消防職員の人材育成と活性化を図ります。

- 多様化する住民ニーズや新たな消防需要に対応し、消防サービスの充実を図るため消防職員の育成と組織の活性化のため、職員研修や訓練を実施し、能力開発に積極的に取り組みます。
- 住民の意見やニーズを消防行政に反映していくために、住民の消防行政への参画を推進します。

### 【主要施策】

- 消防体制の再構築として次の施策を推進します。
  - ・ 消防署所再編による効率的な署所の配置に関する施策
  - ・ 消防署所庁舎の耐震化、機能回復及び維持管理に関する施策
  - ・ 緊急車両の現場到着所要時間の短縮に関する施策
  - ・ 自主防災組織の訓練指導等に関する施策
  - ・ 関係市町及び消防団との連携強化に関する施策
- 救急行政として次の施策を推進します。
  - ・ 救急体制の充実強化に関する施策
  - ・ 救急高度化事業に関する施策
  - ・ 医療機関との連携強化に関する施策
  - ・ 応急手当の普及啓発に関する施策
- 火災予防体制の整備としての次の施策を推進します。
  - ・ 違反処理体制に関する施策
  - ・ 防火安全対策に関する施策
  - ・ 危険物施設保安対策に関する施策
- 人材育成と組織の活性化として次の施策を推進します。
  - ・ 人材育成に関する施策
  - ・ 組織の活性化に関する施策
  - ・ 消防行政への住民参画に関する施策

## 5 ごみ処理施設の設置及び管理運営に関すること

### 主要目標

#### 『天草圏域の循環型社会形成の推進』

天草圏域の豊かな自然や生活環境を将来の世代に適切に引き継ぐため、環境への負荷の少ない循環型社会形成を推進します。

### 【経緯】

昭和52年度から旧本渡地区清掃センター及び旧松島地区清掃センターの供用を開始しましたが、施設の老朽化に加え、ごみ量の増大、ごみ質の多様化により適正な処理が難しくなったため「ごみ処理処分基本計画」を策定し、平成8年度に松島地区清掃センター、平成10年度に新白洲一般廃棄物最終処分場、平成12年度から本渡地区清掃センターを更新・整備し、供用開始しています。また、圏域内には、この施設以外に天草市が管理運営する3ヶ所のごみ処理施設と2ヶ所の最終処分場があります。

### 【現状と課題】

ごみ処理施設の環境への負荷軽減策として、ダイオキシン類の排出削減のため広域化による全連続炉への取組みが求められており、熊本県の一般廃棄物処理広域化計画においては、当面100トン/日規模以上の焼却施設の整備が可能な広域圏を形成し、将来的には300トン/日規模以上の拠点施設での整備が可能となる圏域の構築を目指すとされています。

天草圏域には5ヶ所の焼却施設と3ヶ所の最終処分場がありますが、それぞれの施設の現状を考慮しながら、圏域全体を見据えた効率的な処理体制の確立を図ることを基本に、施設整備計画を策定する必要があります。

また、関係市町のごみ処理行政の基本方針と調和を保ちながら、住民の生活基盤である環境が将来にわたって持続されるよう環境への負荷を軽減する施策により、天草圏域の循環型社会の形成を図る必要があります。

### 【今後の方針】

『天草圏域の循環型社会形成の推進』を図るため、重点的に取り組むべき項目を次の3項目とし、積極的な施策を展開します。

- 1 ごみ処理については、関係市町と連携し、住民の協力のもと廃棄物の発生抑制、循環資源の適正な分別回収により、圏域のごみ排出量の削減に努めるとともに、適正な処分の確保に係る施策を推進します。

- 2 ごみ処理施設の整備にあたっては、住民の理解と協力のもと圏域の既存ごみ処理施設の統廃合により、環境への負荷の軽減及び廃棄物行政の効率化を図ります。
- 3 最終処分場については、将来的な処分能力の確保を図るとともに、効率的な最終処分体制の確立に向けた施策を推進します。

#### 【主要施策】

- 関係市町の廃棄物行政における諸施策との連携に関する施策を推進します。
  - ・ ごみ排出量の削減に関する施策
- ごみ処理施設の設置及び管理運営について次の施策を推進します。
  - ・ 圏域5ヶ所のごみ処理施設の統廃合に関する施策
  - ・ 施設統合に係る住民サービスの維持に関する施策
- 最終処分場の設置及び管理運営について次の施策を推進します。
  - ・ 処分能力の確保に関する施策
  - ・ 圏域の効率的な最終処分体制の確立に向けた施策

## 6 ごみ処理施設に附帯する集会施設の設置及び管理運営に関する こと

### 主要目標

#### 『地域住民の福祉の増進と連合施設への理解と協力の推進』

集会施設が地域コミュニティの場として住民福祉の増進及びごみ処理施設が住民の社会資本整備の根幹にかかわる業務であることの理解と協力による信頼関係の構築を目指します。

### 【経緯】

平成11年度に松島地区清掃センター内に、ミニバレーボールのできる体育館機能を備えた集会施設として「松島地区集会所」を建設し、管理運営しています。

### 【現状と課題】

松島地区集会所の管理に当たっては、管理人を置かず利用者自らが後片付けを行い、施設の開錠・施錠について、平日は職員が、平日の夜と土日及び祝日は清掃センター運転管理委託業者が行っていますが、今後、新ごみ処理施設完成後の運営等について有効活用できるように関係市町と協議する必要があります。

### 【今後の方針】

地域と融和した施設となるよう住民の利用を促進し、住民に親しまれる施設の管理運営に努めるものとします。

### 【主要施策】

- 集会施設の設置及び管理運営について次の施策を推進します。
  - ・集会施設の維持管理に関する施策
  - ・新ごみ処理施設完成後の施設の有効利用に係る協議検討に関する施策

## 7 関係市町の広域にわたる事務のあり方の調査研究及び広域的連携に基づく計画等の策定に関すること

### 【経緯】

平成11年の広域連合設立と同時に介護認定審査会の運営に係る事務を中心に行ってきましたが、広域的な行政運営をさらに効果的かつ効率的に行うため、それぞれ圏域内の一部事務組合が行ってきた「ごみ処理事務」、「消防事務」及び「斎場事務」を平成13年に連合事務に加えました。

斎場事務については、平成18年に天草市へ移管し、現在の連合事務処理体制となっています。

### 【現状と課題】

天草圏域内には、し尿を取り扱う一部事務組合があり、この統合編入についても関係市町と協議検討する必要があります。また、国の地方分権推進による権限委譲や他の広域事務の調査研究が進められていますが、すでに関係市町が広域合併により2市1町となっている現状から、地方分権や基礎的自治体の権能拡充の流れを考慮し、連合の事務のあり方についても協議検討する必要があります。

### 【今後の方針】

関係市町の基本方針や諸施策と整合性を保ちながら、権限委譲事務、効率性が高く広域的検討を要する事務及び広域連合の事務のあり方についても調査検討を行い、関係市町と協議・検討を進めることとします。

また、関係市町と広域的な連携を基本とする計画等の策定が生じた場合は、協議・検討し策定するものとします。

### 【主要施策】

- 広域にわたる事務のあり方について次の施策を推進します。
  - ・ 広域連合の事務のあり方の調査検討に関する施策
  - ・ 圏域内一部事務組合のあり方の調査検討に関する施策
  - ・ 権限委譲事務、広域的連携に基づく計画等の作成に関する施策
  - ・ 「天草圏域はひとつ」として市町業務の連携等の調査研究に関する施策



## 8 広域計画の期間及び改定に関すること

この第2次広域計画の期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とし、5年間を基本に当該計画期間の満了前に見直しを行うものとします。

ただし、事務事業の追加等変更の必要が生じた場合は、天草広域連合議会の議決を経て改定するものとします。